

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 13 日

公益社団法人日本バス協会 技術安全部長 殿

国土交通省自動車局整備課

点検整備推進対策官

平成 30 年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の
実施について

平成 30 年度の自動車点検整備推進運動の実施については、「自動車点検整備推進運動の実施について」(平成 30 年 7 月 13 日付け、国自整第 103 号、国自環第 54 号)により、ご協力を依頼したところですが、大型自動車の重点点検にあたり、別添のとおり「平成 30 年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施要領」を定めましたので、その旨ご理解いただくとともに、効率的かつ円滑な実施へのご協力方よろしくお願いいたします。

また、平成 27 年末から連続して発生しているバス車両の火災事故、平成 27 年 11 月に発生した車体腐食事故及び昨年度発生した車輪脱落事故を踏まえ、これらの事故防止のため、重点点検のみならず、日頃の点検におきましても、車輪のホイール・ボルトの締め付け状態等について、確実な点検・整備を実施くださいますようお願いいたします。

(別添)

平成 30 年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施要領

平成 30 年 7 月
国土交通省
自動車局整備課

大型自動車(車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車をいう。以下同じ。)については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢が高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にある。また、大型自動車の車輪脱落事故やバスの車両火災の防止については、これまでも日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところであるが、依然としてこれらの事故が発生している状況にある。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うこととする。

記

1. 重点点検実施対象事業者

- (1) 公益社団法人日本バス協会の会員であって、乗車定員 30 人以上の事業用旅客自動車を保有するすべての事業者(ただし、次の(2)と重複する事業者を除く。)
- (2) 公益社団法人全日本トラック協会の会員であって、事業用貨物自動車を 50 両以上保有する事業者。

2. 実施期間

平成 30 年 9 月 1 日(土)から平成 30 年 11 月 30 日(金)までの 3 ヶ月間(以下「重点点検期間」という。)

3. 重点点検項目

以下の別表に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

(別表) 重点点検項目

点検箇所		点検時期	
		3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
車枠及び車体 (*バスのみ)		非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左
ターボチャージャー (*バスのみ)			タービン・ロータの回転具合等(メーカー指定)

4. 実施方法

- (1) 地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)、又は、地方運輸支局、自動車検査登録事務所、陸運事務所及び運輸事務所等(以下「地方運輸支局等」という。)は、重点点検実施対象事業者に対し、重点点検項目を特に留意して点検するよう注意喚起を行い、その点検結果を報告様式(別紙1)により報告するよう依頼する。
- (2) 重点点検実施対象事業者は、重点点検期間中に定期点検(3ヶ月又は12ヶ月点検)を行う大型自動車について、重点点検項目を特に留意して点検し、その点検結果を報告様式(別紙1)に記入し、都道府県別に地方運輸支局等に報告する。重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として記入し、報告する。
- (3) 地方運輸局等は、各事業者の点検結果を平成30年12月27日(木)までに報告様式(別紙2)により集計した上で、国土交通省自動車局整備課あて報告す

る。(報告をしていない事業者が存在する場合は、催促を行う等し、必ず報告を受けよう努める。)

※1 重点点検の実施にあたっては、必要に応じて地方運輸局等から、各都道府県のバス協会及びトラック協会に協力を依頼する。

※2 地方運輸局等並びに各都道府県のバス協会及びトラック協会においては、必要に応じて重点点検対象事業者以外にも対象を広げる等、自主的な取組に努めることとする。

配布事業者数	回収事業者数	回収率
保有台数	大型バス (業合)	大型トラック (被牽引車を除く)
定期点検実施台数	うち 12月点検	
定期点検実施率		

対象となる「大型トラック」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

(点検後の留意点等)

- 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
 - フェューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルの漏れがないかを確認する。
- ※ 試運転時、マフラ、テール・パイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ 下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみに計上。

※ ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれかが片方の記入でも構いません。)

点検項目	点検の実施方法 【1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上】	必須記入		総走行距離別	初年度登録年別
		不適合	不具合別内訳件数		
燃料装置の燃料漏れ (3月)	① フェューエルタンク、フェューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル、ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 ※ エンジンやエンジンルーム内のエンジン下の燃料の濡れた形跡等がないか、注意して点検する。 ② フェューエル・ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 ③ ホース及びパイプのクランプの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。 ④ クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。 ※ 特に経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。		件	台	年
電気装置の電気配線 (3月)	エンジン・ルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、クランプの緩み及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。		件	台	年
ホイールタイヤの状態 (3月)	タイヤの空気圧が適正であるか、溝の深さが十分か及びタイヤの全周にわたって、亀裂、損傷、異物かみ込み、偏摩耗がないかを目視などで点検する。		件	台	年
ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (3月)	JIS方式のシングル・タイヤ及びVISO方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付ける。 JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウター・ナットを締め、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残り半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。		件	台	年
ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 (12月)	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの亀裂、損傷、伸びはないか及びねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異常がないかを目視などで点検する。ディスク・ホイールのボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及びひび割れ損傷がないか、ホイール・ナットの当り面に亀裂、損傷及びひび割れがないかを目視により点検する。		件	台	年
制動装置のホース、パイプの損傷、オイル漏れ及び取付状態 (3月)	① ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。 ② パイプ及びホースが車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。 ③ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。 ④ 接合部及びクランプに緩みがないか、スパナなどにより点検する。 ⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹸水等を用いて目視などにより点検する。		件	台	年

(バスのみ)

非常口の扉の機能 (3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。		件	台	年
車体損傷 (3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。		件	台	年
タービン・ローターの回転具合等 (12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたタービン・ローターの定期点検を実施する。 ※ タービン・ローター潤滑系の配管部品の整備を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、注意する。		件	台	年

